

東洋病院 デイケアセンター太陽 運営規程

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション事業)

(事業の目的)

第1条 医療法人純正会が開設する東洋病院デイケアセンター太陽（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定介護予防通所リハビリテーションの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

4 指定介護予防通所リハビリテーションの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東洋病院 デイケアセンター太陽
- (2) 所在地 名古屋市港区正保町三丁目 38 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 常勤職員
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 1名 (常勤職員 病院と兼務)

*医師は利用者の医学的管理、通所リハビリテーション計画の作成ならびに指示等を行う。

作業療法士若しくは理学療法士 1名以上

*作業療法士・理学療法士は、通所リハビリテーション計画の作成、サービスの実施と記録を行う。

看護職員 1名以上

*看護職員は、サービスの実施と記録、医学的管理を行う。

介護職員 4名以上

*介護職員は、医学的管理及びリハビリテーション管理のもとでのサービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は以下のとおりとする。

1単位目 40名

(内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

2 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額

の支払いを受けるものとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 食事の提供
- (3) 健康チェック

※入浴、送迎は必要に応じて行う

- 3 食費は、650円を徴収する。
- 4 おむつ代は100円、尿とりパッドは50円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払い同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市港区、中川区、熱田区とする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

- 第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（衛生管理等）

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情処理）

- 第12条 事業の実施にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業の実施に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照

会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、事業の実施に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害及び感染症対策)

第13条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業者は、自然災害時に事業継続を可能とする為の研修及び計画作成を行う。
- 3 事業所は、感染症流行下において事業継続を可能とする為の研修及び計画の作成を行う。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知の徹底を図る。
- 2 事業所における虐待防止の為の措置に関する事項を整備する。
- 3 事業所は、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に(3 カ月に 1 回以上)実施する。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、身体拘束を禁止する為、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(3 ヶ月に 1 回以上)実施すること。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は従業者等の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人純正会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から改正する。
- この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から改正する。
- この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正する。
- この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から改正する。
- この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から改正する。
- この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から改正する。